



こんにちは
保健師です

「C型肝炎をもっと早く知ろう!!」

検査を受けて、初めてHCVキャリアとわかる人は、ほとんどの人が自覚症状がありません。HCVキャリアであることがわかったら、左記の事項を守りましょう。

一、定期的に「肝臓の状態」をチェックしましょう

医師の診断で「異常」が見つかった人でも、治療を始めるほど進んでいない肝炎か、ごく初期の軽い慢性肝炎である場合が半数以上のほりです。しかし、慢性肝炎を放置すると、知らず知らずのうちに肝硬変に進展することもあるので注意が必要です。

定期的な検査と他人への感染予防を心がけていけば、日頃の生活習慣の変更や行動の制限などをする必要は全くありません。

しかし、言うまでもないことですが、HCVキャリアの人

は、肝臓に異常がなくても、飲酒は可能な限り控えることが大切です。

二、HCVキャリアの母親から産まれた子どもは?

お母さんがHCVキャリアであっても普通に出産すればよいこと(母子間の感染率はかなり低い、2.3%)、授乳制限を設ける必要がないことがわかっています。

三、C型肝炎の治療について

C型肝炎がごく初期の軽い慢性肝炎か、それともある程度以上進んだ慢性肝炎か、肝硬変あるいは肝がんになってしまっただけの状態なのか、などの病期によって、C型肝炎の治療方針は全く異なります。あなたがHCVキャリアであることがわかったら、まず

正確な診断を受け、あなた自身の健康管理の方針を決めてもらうことが最も大切なことです。

四、他の人への感染に気を付けましょう

これまで述べてきた、ご自身の健康管理に十分気をつけるとともに、自分の血液や分泌物が他の人につかないように心がけてください。このためには、図1の事項を守ってください。

五、家族に対する注意は?

「四、他の人への感染に気を

つけましょう」にあげた事項を守っていただければ、ご家族で今までの生活習慣を変える必要はありません。例えば、食器の取り扱い方、入浴の順序、トイレの使い方、あるいは、夫婦生活など、どれも変える必要はありません。

ただ、ご家族の方にHCVキャリアの方がおられる可能性がありますので、この機会に家族全員(特に配偶者、両親、子ども、兄弟姉妹なども)が

検診を受けて、HCVに感染しているかどうかを確かめておくことをお勧めします。

岩室村では、239名の方がC型肝炎ウイルス節目検診を受診されました。今回の結果によって、医療を必要にする方もおられるかと思いますが、上記の内容を参考に日常生活を送っていただきたいと考えています。また、C型肝炎ウイルス節目検診以外の方でも、基本健診の血液検査の結果、GPTが36、45の方は、指定医療機関における二次検診(精密検診)の受診をお勧めします。結果については、7月中旬頃までにお知らせする予定です。不明な点などが、ありましたら、岩室村保健センターまでお問い合わせください。

【図1】



血液や分泌物はくんで捨てるが、よく洗い流しましょう。

乳幼児に口うつして食物を与えないようにしましょう。

トイレのあとにはよく手を洗いましょう。

ケガの手当てはなるべく自分で、人に頼むときは血液や分泌物に直接触れないようにしてもらいましょう。

カミソリ、歯ブラシなどは自分専用に使います。

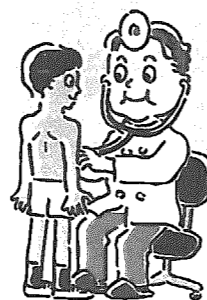
幼児の医療費助成制度

受給者証の交付申請を早めましょう!!

1歳~4歳未満のお子さんをお持ちの方に、お子さんの医療費を助成する制度があります。受けるためには、受給者証の交付申請が必要ですので、忘れずに行ってください。

申請方法

- 【対象者】 岩室村に住所を有する1歳~4歳未満のお子さんをお持ちの方。
- 【申請場所】 役場福祉保健課窓口
- 【持参するもの】 健康保険証・印かん
- ※1歳未満児をお持ちの方は、誕生月に申請してください。
- 【お問い合わせ】 役場 福祉保健課 82-5714



「愛の献血 助け合い運動」実施中!!

皆さんが病気になったり、事故にあわれたりしたときの治療に使われる輸血用血液は、すべて皆さんの善意の献血で得られた血液で賄われています。

長期保存のできない血液を一年を通じて安定供給するため、皆さんのご理解と継続的なご協力をお願い致します。

県内では、献血バスが各市町村を巡回しているほか、3か所の献血ルームで毎日受付を行っています。(献血ルームでは、血漿成分のみを採血する成分献血も行っております。全血献血に比べて体への負担が軽く済むとともに、より多くの血漿成分を献血する事ができ、血液凝固因子製剤等の製造に役立てられています。)

※血液製剤の安定性の確保のため、HIV等の検査目的の献血はご遠慮願います。

年金の請求先は?

私は、ずっと国民年金を納めていました。今度の誕生日で65歳になるので、年金請求をしようと思いますが、どこに請求したらいいのでしょうか?

それは... あなたが今回請求される年金は、老後の所得保障を目的とした国民年金の給付で「老齢基礎年金」といいます。

老齢基礎年金の請求手続きは、これまでの国民年金の加入種別によって、岩室村役場か社会保険事務所のどちらかになります。あなたが、ずっと国民年金保険料を納めていたということなので、第1号被保険者期間のみと思われるので、岩室村役場住民課窓口で手続きをしてください。

その他の場合の年金請求(裁定請求書の提出先)については、下表をご覧ください。

給付種別 提出先	老齢(基礎)年金	障害(基礎)年金	遺族(基礎)年金
市町村 (岩室村)	国民年金のみで 第1号被保険者期間 だけの人	初診日が ・第1号被保険者期間中 ・20歳前または60歳 以上65歳未満の間	第1号被保険者が死亡 したとき
社会保険 事務所	・第3号被保険者期間 のある人 ・厚生年金期間のある 人	初診日が ・第3号被保険者期間中 ・厚生年金加入中	上記以外の人の死亡

※請求書に必要な添付書類(戸籍簿本や住民票簿本など)については、三条社会保険事務所または、役場住民課住民係におたずねください。

年金請求書の提出先は?



イヌありくん

【お問い合わせ】
三条社会保険事務所
8256-32-2239
または岩室村役場 住民課まで

国民年金/金 からの お知らせ

住民課
82-5713